(2)　パレスチナ自治政府行政機関は、要請に応じ、日本国政府に対し、贈与に関する必要な情報を提供する。

(3)　贈与及びその利子に基づいて購入される生産物は、パレスチナ自治区から再輸出されてはならない。

7　(1)　パレスチナ自治政府行政機関は、アラブ銀行又は日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意される銀行にパレスチナ自治政府行政機関の名義で開設される勘定に、3(1)に規定する生産物の販売及び賃貸から得られるすべての収益をイスラエルの通貨で積み立てることを確保する。積み立てられる収益の金額は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で別段の合意がない限り、3(1)に規定する生産物の購入に関連して行われる日本円による払込額の半額以上とする。積立ては、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で別段の合意がない限り、この了解が効力を生じた日から三年以内に行われる。

(2)　このようにして積み立てられた資金は、パレスチナ自治区の経済社会開発目的のために利用される。

(3)　日本国政府及びＰＬＯの関係当局は、積み立てられた資金の利用の詳細につきその利用に先立って相互に協議する。

(4)　パレスチナ自治政府行政機関は、積み立てられた資金が(2)及び(3)の規定に従って完全に使用された場合には、日本国政府に対し、その使途について、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を、遅滞なく行う。

8　この了解の実施に関する手続細目は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の協議により合意される。

9　日本国政府及びパレスチナ自治政府行政機関は、この了解から又はこれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

10　この了解の実施は、パレスチナ自治政府行政機関が暫定合意に従って行使する権限及び遂行する責任の範囲内で、暫定合意に従って行われるものとする。

本官は、更に、この書簡及び前記の了解をＰＬＯに代わって確認される閣下の返簡が日本国政府とＰＬＯとの間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年十月二十四日にラマッラで

対パレスチナ暫定自治政府

日本国政府代表

事務所長　橋本尚文

パレスチナ解放機構

パレスチナ暫定自治政府のために

サラーム・ファイヤード閣下

（パレスチナ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、前記の了解をＰＬＯに代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡がＰＬＯと日本国政府との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千十年十月二十四日にラマッラで

パレスチナ解放機構

パレスチナ暫定自治政府

のために

サラーム・ファイヤード

対パレスチナ暫定自治政府

日本国政府代表

事務所長　橋本尚文殿

○農林水産省告示第千八百六十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十一月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年九月八日　第七十五号

二　登録認定機関の名称及び住所

一般社団法人全国木材検査・研究協会　東京都千代田区永田町二丁目四番三号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

製材、枠組壁工法構造用製材

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

北海道を除く国内及び外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都千代田区永田町二丁目四番三号

○農林水産省告示第千八百六十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第五項の規定に基づき、次の登録認定機関から登録の更新の申請が登録の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかったので、この旨を次のとおり公示する。

平成二十二年十一月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録年月日及び登録番号

平成十九年三月二十二日　第九十六号

二　登録認定機関の名称及び住所

社団法人農協流通研究所　東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目三十八番九号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

生産情報公表農産物

四　登録の有効期間満了日

平成二十三年三月二十一日

○国土交通省告示第千三百十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

一本杉川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

島根県邑智郡美郷町都賀本郷

五六三番三から五六三番六まで

五六五番

五六五番一

五六七番一

五六七番三

五七〇番二から五七〇番四まで

五七一番一及び五七一番二

五七二番

五七二番一

五七三番一

五七四番

五七四番一から五七四番四まで

五七五番から五七七番まで

五七八番一及び五七八番二

六〇七番及び六〇八番

六一〇番

六一一番一及び六一一番二

六一三番

六一四番一及び六一四番二

六一五番

六一五番一

六一六番一

六一八番から六二〇番まで

六二四番

六二六番

六二七番一から六二七番四まで

六二九番

六三〇番一及び六三〇番二

六三二番から六三四番まで

六三七番

六三九番一から六三九番四まで

六四二番一から六四二番三まで

六四三番一から六四三番七まで

六四四番一から六四四番一〇まで

六四五番一から六四五番三まで

六四六番一から六四六番三まで

六四七番一から六四七番六まで

六四八番二

六五六番二

八二一番

八三七番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

島根県邑智郡美郷町都賀本郷

八二二番一　一号

六〇七番　二号

六一一番一　三号

六四七番一　四号

六四八番一　五号及び六号

六四八番四　七号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）